

No	ページ・項目等	記載内容	質問	回答
1	10ページ (4) 買戻し特約 の登記	イ(ア)市有地の引渡しの日から2年以内に、建築物本体の杭打ち工事、地盤改良工事、山留め工事又は根切り工事に係る工事に着手しない場合。	2年以内に工事着手となっております。4ページの流れには4年以内に竣工が記載されておりますが、竣工についての制限はあるのでしょうか。 また、隣地等の買い増し交渉を行った場合工事着手時期が延びる可能性も考えられますが、猶予期間はないのでしょうか。	買受事業者は、市有地の引渡しの日から ・2年以内に、建築物本体の杭打ち工事、地盤改良工事、山留め工事又は根切り工事に係る工事に着手すること ・4年以内に、建築物等の工事を完了させ、事業計画書に記載している内容の用途に供すること ・10年間、事業計画書に記載している内容の用途に供することとしております。 (実施要領 P.16 土地売却条件 3 土地利用計画の履行 参照) 事業計画書の事業を早期かつ確実に実施していただくために、この期間の延長は考えておりません。
2	17ページ	位置図	P17位置図において折尾駅南側駅前広場を含む整備事業の造成図が記してありますが、再開発の全体予想図や工事スケジュール等を知りたいです。 令和10年度を完了目標とすると記してありますが具体的なスケジュールを教えてください。	折尾地区総合整備事業の整備後のイメージについては、折尾総合整備事業パンフレット P.3で確認することができます。パンフレットは市のHPで公表しております。 (https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_00781.html) 詳細な整備のスケジュールについては、建物の移転や各年度の予算の状況等により、随時変更されるため、現時点で公表できるものではありません。 なお、入札物件については、引渡しまでに宅地造成工事を完了することとしております。また、物件に接道する部分の道路は、全て引渡し時点で車両の通行が可能となる予定です。(実施要領 P.15 参照)
3	-	-	入札実施要領に記載はなかった項目ですが、入札参加表明書及び入札参加申込書を提出後にやむを得ない事情等により参加する事ができなくなった場合の対応方法を教えてください。	制限付一般競争入札参加表明書(様式1)の提出によって、入札申込が義務付けられることはありません。(実施要領 P.3 参照) そのため、制限付一般競争入札参加表明書(様式1)提出後に、入札申込をしないこととした場合、特に対応の必要はありません。(なお、参加表明書を提出していない場合、入札申込は出来ませんのでご注意ください。) また、制限付一般競争入札参加申込書(様式2)の提出後に、入札への参加を辞退することとした場合については、事業調整課にご連絡ください。入札保証金(5万円)を納付済みの場合は、返還いたします。入札前に辞退することによるペナルティは、特にありません。 (事業調整課 連絡先: 093-602-3108)